

“リモート海外赴任の税務”

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や、予防の観点から多くの企業で在宅勤務やテレワークの取り組みが進んできています。令和3年1月国税庁は「在宅勤務に係る費用負担に関するFAQ」を公表し、従業員への通信費や電気料金等に係る業務使用部分や課税対象部分の計算方法等に関する指針を示したところでもあります。これに先駆け、令和2年3月には「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を公表し、海外勤務者の一時帰国時の際の取扱い等を示しております。

きっかけは新型コロナウイルス感染症ではありましたが、結果として人々の働き方が大きく変化してきており、特に海外への渡航制限もあったことから海外勤務者による一時帰国時の日本でのリモートワークや、日本に居住し、日本で海外法人に在籍、海外業務を行うという働き方（以下、「リモート海外赴任」という）が国際税務の面として海外赴任に代わり、ひとつのトピックとなってきているように思われます。

「リモート海外赴任」の際の主なチェックポイントは以下になります。

- ①その社員が日本の居住者か非居住者か？→課税所得の範囲
- ②海外赴任中の給与の支払いは国内払いか国外払いか？→源泉徴収か確定申告か。
- ③当初1年以上の予定で現地赴任してからの一時帰国か否か？

リモート海外赴任の形態別課税関係

	居住者か非居住者か	給与は国内払い	給与国外払いあり
日本に居住しながら 海外赴任	居住者	通常の源泉徴収、 年末調整	源泉徴収不可。国内 分も併せて確定申告
1年未満の予定で 現地赴任、一時帰国中			
1年以上の予定で 現地赴任、一時帰国中	一時帰国期間が 1年未満→非居住者	20.42%で源泉徴収 が必要	租税条約の短期滞在 者免税の検討
	一時帰国期間が 1年以上→居住者	通常の源泉徴収、 年末調整	源泉徴収不可。国内 分も併せて確定申告

1年以上の予定で現地赴任し、一時帰国後1年未満の場合（網掛け部分）については特に課税方法について注意が必要となります。それ以外の形態についてはその社員は日本での居住者であることから通常の給与課税又は確定申告対応となります。

働き方の変容に対する税務の取扱いを随時アップデートしていきたいものです。

（国際特別委員会委員 白田 祐一）